

雇均雇発 0914 第 1 号
令和 5 年 9 月 14 日

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局
雇用機会均等課長
（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金等の終了及び今後の母性健康管理措置の周知について

令和 2 年 5 月 7 日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置及び当該措置に係る助成金（以下「コロナ母健措置助成金等」という。）については、経過措置として、令和 5 年 9 月 30 日まで延長したところであるが、新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和 5 年 5 月 8 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づけることとされる等の取扱いの変更が行われたところである。

こうした諸般の事情を踏まえ、コロナ母健措置助成金等については、経過措置で定めた令和 5 年 9 月 30 日をもって終了することとしている一方、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年法律第 113 号）（以下「男女雇用機会均等法」という。）第 13 条第 1 項に基づき、引き続き、母胎又は胎児の健康保持に影響があると医師等により指導を受けた場合には、事業主は保健指導又は健康診査に基づく必要な措置を講じる必要があることから、母性健康管理措置について、改めて事業主等に周知徹底を図る必要がある。

今般、本省においては、関係団体等に対し、別添のとおり、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金等の終了及び今後の母性健康管理措置の周知への御協力について、傘下会員等への周知を依頼したところである。

雇用環境・均等部（室）においては、別紙リーフレットを活用し、各種会合や報告徴収等あらゆる機会を通じて、コロナ母健措置助成金等の終了及び男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理措置について周知徹底を図るとともに、各局のホームページにおいて、厚生労働省の「女性労働者の母性健康管理等について」のホームページに移動するリンクを貼るよう御協力をいただきたい。

なお、新型コロナウイルス感染症に感染するリスクに起因して母体又は胎児の健康保持に影響があると考えられる症状等が現れた場合のコロナ母健措置助成金等の終了後の対応については、別紙 Q&A を作成しているため適宜活用されたい。

併せて、両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金については、令和5年度内にすべての申請に対して支給又は不支給決定を行い、その支給事務を終了するよう確実な進行管理により徹底されたい。

【女性労働者の母性健康管理等について】（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html